

特定施設とは・・・

次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの[※]です。

- ①カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
- ②化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

※ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が平成24年5月23日に公布、平成24年5月25日施行され、新たに以下の施設が追加されました。

- ・界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。)
- ・エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

有害物質使用特定施設とは・・・

特定施設のうち、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設です。